



公立大学法人横浜市立大学

STOP !! Harassment

～ハラスメントのない大学を目指して～



横浜市立大学では、本学に関わるすべての人が個人として尊重され、ハラスメントのない安全で良好な環境で、学習・研究・勤務できる権利を保障することを目的として「公立大学法人横浜市立大学セクシュアル・ハラスメント等の防止と対策に関するガイドライン」を制定しています。

本学のハラスメントに関する取組みはこちらから↓

<http://www.yokohama-cu.ac.jp>

(学生の方)

トップページ→在学生の方へ→ハラスメント相談

(教職員の方)

トップページ→教職員の方へ→ハラスメント相談

ハラスメントって何？

ハラスメント(嫌がらせ・人権侵害)とは、不適切な言葉や行動で、人の心身を傷つけることをいいます。大学の中で起こり得るものとしては、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントといわれるものなどがあります。

● セクシュアル・ハラスメントとは・・・

学習・研究・就労の場でなされる他の人の意に反する性的な言動を行い、その言動によって、相手方に利益、不利益を与えること、または、相手方の精神的・身体的自由を侵害することをいいます。

● アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントとは・・・

職務上または教育・研究上の地位や人間関係などの職場内または教室、研究室やゼミなどの所属内の優位性を背景に、業務または教育・研究の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える若しくは職場環境または教育・研究環境を悪化させることが該当します。また、これらのさまざまな状況が重なってハラスメントとなるケースもあります。

ハラスメントにあたるかどうかは、一定の客観性も必要ですが、受け手がどう受けとめるか、不快に感じるかどうかが重要になります。

個人間、男女間、その人の立場などにより、性的な言動に対する受け止め方には差があります。親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合もあります。

また、ハラスメントは、男性から女性に対するものだけでなく、女性から男性に対するもの、同性間のものも対象になります。

そして、いわゆる上下関係にあるものの間だけでなく、同僚・同級生の間、あるいは学生から教職員に対してなされる場合も含まれます。

たとえば、

《言葉によるハラスメント》

- スリーサイズを聞くなど、性的な身体的特徴を話題にする。
- 卑猥な発言をしたり、異性関係や性体験を執拗に尋ねたり話題にしたりする。
- 異性関係についての無責任なうわさを流す。
- コンパなどで性的話題を当然視し、嫌な顔をするとかからったり、仲間はずれにしたりする。
- 「君はダメだ」など人格を否定する言い方を繰り返す。
- 「お前はバカだ」などと人前で罵倒したり、過剰に叱責する。
- 年齢、体型、容姿、服装などについて差別的な発言をする。
- 個人の能力や性格等について不適切な発言をする。
- 相手の望まない呼称(おじさん、おばさん、〇〇ちゃん等)を使用する。
- 「女(男)のくせに」、「女性は学問や研究(仕事)を続けるより結婚した方がいい」などと発言する。

《行動によるハラスメント》

- わいせつな写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
- ノードや水着のポスターを研究室や事務室、部室等に貼る。
- 食事やデートにしつこく誘い交際を迫ったり、断るとつきまとう。
- 身体を執拗に眺めたり、不必要に肩などを触ってくる。
- 出張への同行を強要する。出張先で不必要に自室に呼ぶ。
- コンパや宴会等の酒席で無理に隣に座らせる。お酌やカラオケのデュエットなどを強要する。
- 学歴・性別等により教育・研究・職務上の評価に差をつける。
- 相手により不当に差をつけたり、必要以上に厳しく指導する。
- 机や壁などを叩きながら叱る。
- 物を投げつけたり、蹴ったりしながら叱る。
- 放任主義をうたい、必要な教育や指導をしない。
- 学習上・職務上必要な情報を意図的に伝えない。
- 個人的な情報にもとづく家庭の事情等への言及を行う。
- 研修や実習等の希望を理由なく却下する。
- 指導や職務上関係のない私用を頼むなど、個人秘書のように扱う。
- 周りの人を取り込んで孤立させたり、挨拶をしないなど、あからさまに無視する。

といった行為などが、ハラスメントとして問題になり得ます。

ハラスメントはなぜ問題になるの？

- ハラスメントは学習・研究・勤務上の環境を害します。
- ハラスメントは個人の人格を傷つける行為です。

《指導教員のハラスメントに悩んでいたAさんの例》

B先生のセクシュアル・ハラスメントは身体的特徴や性的なことを話題とする発言からはじまりました。Aさんは不快であると伝えたものの、B先生は意に介さず、やがて身体への接触へとエスカレートしました。Aさんがさらに抗議すると、「君こそ派手な格好をして挑発している」との言葉が返ってきたのです。意欲を持って研究に取り組んでいたAさんでしたが、大学に行くことが苦痛となり、体調も崩してしまいました。

思いあぐねたAさんが相談した第三者がB先生に働きかけてくれたため、B先生は自分の非を認め謝罪し、Aさんはセクシュアル・ハラスメントを受けることはなくなりました。しかし、しばらくの間は、研究にも身が入らず、外出するのも、人に会うのも嫌になってしまいました。「指導教員に抗議すると、論文の指導をしてもらえなくなるのではないか」と思い、不安で悲しくなった。どうしても研究をしたいのに、一体どうすれば良いのか分からなかった。」と語るAさんは、長い間ひとりりで悩んだといいます。

- だれひとり、このような理不尽な苦しみを経験することがないよう、ハラスメントの無い環境を作っていきましょう。

そのためには、

- お互いの人格を尊重しあうこと。
- お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- 相手を性的な関心の対象として見る意識をなくすこと。
- 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。
- 多様な価値観を受け入れる。

などが重要になります。



ハラスメントにあったら

ハラスメントに該当するような相手方の言動を「不快だ」と感じたら、言葉と態度でできるだけはっきりと「不快であり即刻やめてほしい」ことを伝えてください。相手が誰であっても、自分の意思をはっきり伝えることが大切です。抗議したくても、「ノー」と直接本人に言えない時は、一人で悩まずにあなたが受けた体験を、信頼できる身近な人に相談し、助けを求めてください。

ハラスメントに傷ついたあなたが、人にその内容を話すことは容易ではないかもしれませんが、話しすることで事実が客観化され、問題解決の一歩となります。

本学では、ハラスメント解決のための受付窓口として窓口委員をおいていますので、悩んでいる人は、まず窓口委員に相談してみてください。面談だけでなく、電話やEメール等の方法でも結構です。

相談を受けた友人、同僚、指導教員、本学職員等が、当事者の求めに応じて窓口委員に連絡をとることもできます。

* 窓口委員はプライバシーを厳守し、相談者の不利益とならないよう十分な配慮を行います。相談者の名前や、相談内容は決して外部へもられません。

解決の方法は様々ですが、相談者の納得のいく解決が得られるように委員が一緒に考えます。

～男女雇用機会均等法における セクシュアル・ハラスメント対策等について～

男女雇用機会均等法では、事業主はセクシュアル・ハラスメントの防止のため、必要な措置を講じることを義務づけられています。本学においても、「公立大学法人横浜市立大学ハラスメントの防止と対策に関するガイドライン」等へのとおり、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、名称の如何に関わらず、さまざまなハラスメントの防止とその対策に取り組んでいます。

ハラスメント解決のための全学組織

● ハラスメント防止委員会

ハラスメントの防止及び対策に取り組み、とるべき措置等をまとめたときは、理事長に報告します。

● 窓口委員

ハラスメント解決のための「受付窓口」です。相談者は窓口委員をとおり、「コーディネート」の依頼や「被害申し立て」を行うことができます。

● コーディネート委員会

「コーディネート」の依頼を受け、当事者間の意志の疎通を図られ、ハラスメントについての認識が深められることを支援します。

● 調査委員会

ハラスメント防止委員会へなされた「被害申し立て」を受け、事実関係を明らかにするための調査を行います。

《相談の流れ》

窓口委員との電話・メール・FAX・手紙による相談

コーディネートの依頼
→ コーディネート委員会
相手方との調整等

または、
被害申し立て
→ 調査委員会
事実関係の調査

…解決に向けて

ガイドラインや委員会規程、窓口委員の連絡先は、
横浜市立大学のホームページ
「公立大学法人横浜市立大学におけるハラスメントの
防止と対策」をご覧ください。

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/students/harassment/index.html>

公立大学法人横浜市立大学ハラスメント防止委員会